

広報



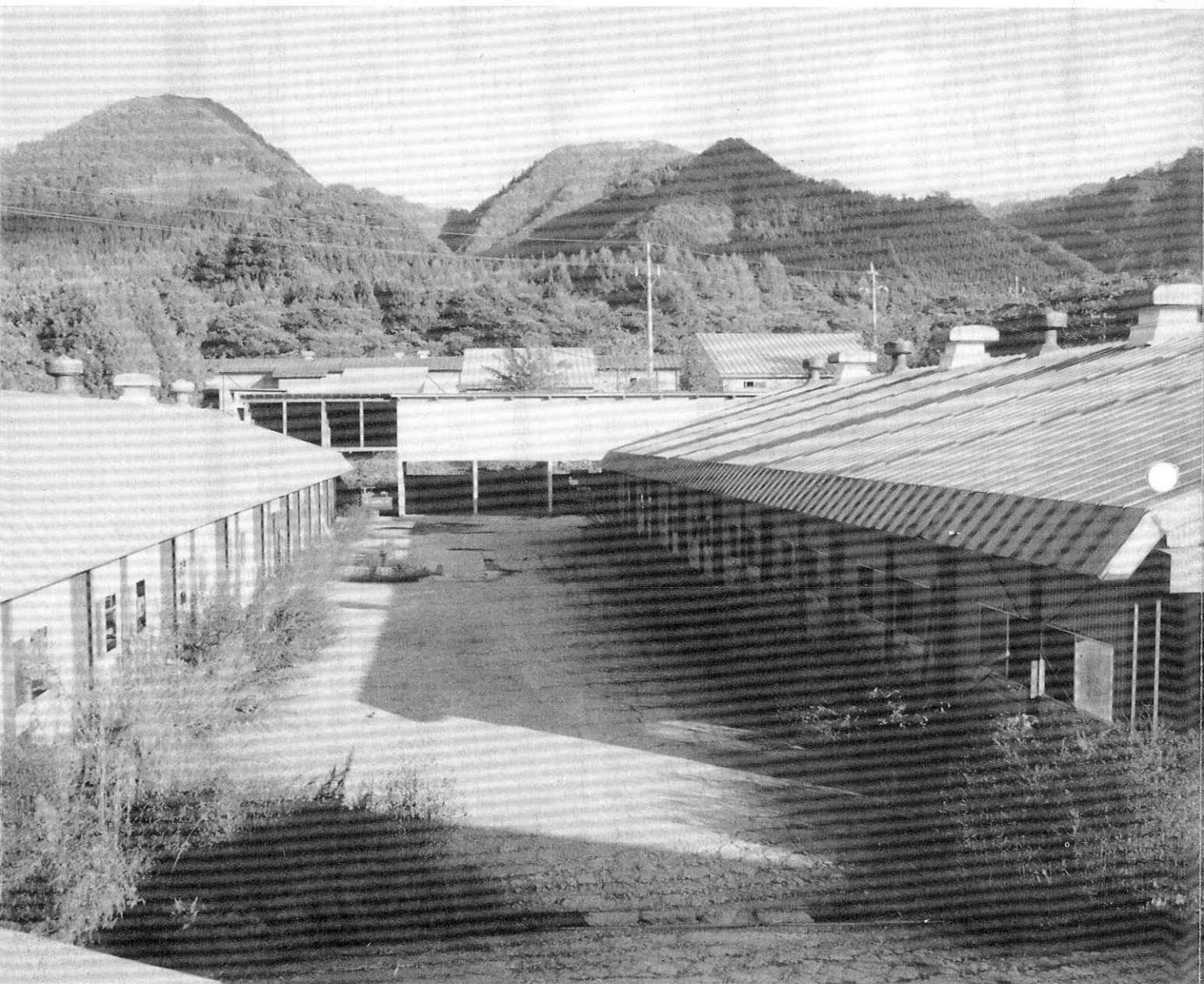
あに

1990
臨時号

編集・発行 秋田県阿仁町役場総務課

No. 340

特集：阿仁町畜産公社について



阿仁町畜産公社

経営並びに債務報告

昨年7月9日町長に就任以来一年余となりました。この間町民の重要な関心事である畜産公社の経営並びに債務について御報告を申し上げ御理解を賜りたいと存じます。

日付	経緯
1・7・22	<p>畜産公社理事会総会 町長就任後、初会合</p> <p>決算書の素牛価格の評価について従来の評価の方式を変えて再提出すべきとの監事の意見が出て流会となる。</p> <p>畜産公社総会</p>
1・8・7	<p>定款には、町長が会長になるとなっているが、実質的な経営にあたる理事長が代表権をもつことが適当と考えられる県の指導も得ているので町は出資者として監事になるのが望ましいと申し入れした。</p> <p>畜産公社経営の引受け依頼</p>
1・10・11	<p>阿仁町農協、打当放牧組合、比立内放牧組合、笑内放牧組合、東部畜協、肉用牛生産団地組合に対し畜産公社の経営を引き受けていただきたい旨文書で要請したが、資本金、労力、技術力が不足なので引き受られないとの回答を受ける。</p> <p>畜産公社より町に対して畜産公社の経営を町直営でやってほしい旨の陳情書が提出される。</p>
1・11・14	
1・11・20	<p>議会全員協議会</p> <p>町長・畜産公社の存続を計っていく方針に変わりはないが畜産公社の定款を改正して、町長は監事となることが望ましいと考えているが畜産公社の理事側では町長が会長を引き受けるべきとのことで平行線である旨を報告。</p> <p>この協議会に畜産公社の理事長が参与として出席して、畜産公社は倒産目前なので善処してほしい旨の要請があった。</p> <p>畜産公社理事会</p> <p>佐藤平安理事長より理事の辞表提出があったのに伴い新理事長柴田吉治と理事長代行柴田茂を理事会において選任した。</p> <p>畜産公社緊急役員会</p> <p>柴田吉治、理事長辞任、新理事長代行柴田茂を理事会において選任した。</p> <p>議会全員協議会 畜産公社に対する町長の基本姿勢</p>
2・2・22	<p>一、金融機関に対する町の損失補償は今後も議会の議決を求めながら行う。</p> <p>二、町長職にある者は、畜産公社の会長でなく監事であることが望ましい。</p> <p>三、畜産公社を町直営で運営することは困難だから公社を設立したのである。町直営事業としてはやれないので農協等においてお願いできればと考えて、議会での協議をお願いし</p>
2・2・3	
1・12・22	

日付	経緯
2・3・16	<p>四、町としては、畜産振興による複合経営を推進しながら農業生産、農業所得の向上を図っていく考えに変わりはない。</p> <p>畜産公社から町に畜産公社の再建案が提出された。</p> <p>再建案の内容</p> <p>(イ) 債務負担について 農林中央金庫より畜産公社が借入している七二、五〇〇千円は、町で継続して保障していただきたい。</p> <p>(ロ) 運転資金について 畜産公社自力では運転資金の確保が困難であるので一億円を限度に畜産公社が資金運用出来るように当局の財政的な援助をお願いしたい。</p> <p>(ハ) 利子補給について 畜産公社経営が健全化になるまで町当局の利子補給をしていただきたい。</p> <p>(ニ) 肥育技術と経営指導について 畜産指導センターの職員を畜産公社に派遣して常時肥育技術と経営指導をしていただきたい。</p> <p>(ホ) 畜産公社の執行体制について 町当局のご理解をいただける人事を配置して執行するとの内容であった。</p> <p>畜産公社の再建案に対する町の回答を出す。</p> <p>内容…畜産公社の再建案について去る4月18日、町議会に於いて協議した結果公社の再建案は承諾できないと回答する。</p> <p>農林中央金庫に対して、損失補償の履行義務は契約の内容</p>

日付	経緯
2・5・24	<p>から町にあるわけだが、それは町民の税金で賄われるものであるから、町が損失補償の履行をする前に農林中央金庫は畜産公社の資産より債権の取り立てをするように催告した。また同時に畜産公社に対して、町が農林中央金庫に対して損失補償しているので畜産公社の財産の処分、牛の売買等については町民に迷惑を掛けないように文書で申し入れた。</p> <p>監査依頼</p> <p>町の監査委員に対し、畜産公社に係る地方自治法、第一一九条、第六項にもとづく監査を依頼した。</p> <p>畜産公社の役員が町長と面談</p> <p>畜産公社の役員態勢が平成元年七月八日以前の体制、理事長佐藤平安に戻して近日中に総会を開催すると町に対して連絡があった。</p> <p>畜産公社の佐藤平安、柴田吉治、吉田仁吉郎氏が農林中央金庫へ出向き、会長 近藤前町長、理事長 佐藤平安とする平成元年七月八日以前の体制に戻して、公社問題に取り組むことを報告しながら昭和五十五年五月二十日、畜産公社所有地を根抵当にして、会長、理事長が保証人となって農林中央金庫から借入れた二〇、〇〇〇千円の元金に入金してくれと言って五、〇〇〇千円を入金した。</p> <p>農林中央金庫側では、阿仁町が損失補償している七二、五〇〇千円が全く支払われていないのに五、〇〇〇千円を畜産公社の会長、理事長が保証している分にだけ入金することとは金融ルール上できないとのこと町で損失補償分にも</p>
2・6・1	

日付	経緯
2・6・19	<p>按分配分して入金した。すなわち平成元年十二月三〇日以降の遅延損害金に充当した残額を七二、五〇〇千円の元金支払いに充当した結果、町の損失額は七一、〇四四、七九九円となっている。</p> <p>定例町議会</p> <p>元年度畜産公社の経営状況を説明する書類を六月定例議会に提出した。</p> <p>元年度出荷頭数 二四八頭 元年度導入頭数 七五頭 翌年に繰越頭数 一九九頭</p> <p>借入金 二四三、四六六、六〇六円 単年度損失金 四九、一六六、一二九円 累積損失金 七二、五六一、〇〇八円</p>
2・6・24	<p>阿仁町監査委員から監査の結果について、報告された。 (別紙一)</p>
2・7・10	<p>畜産公社の理事、監事三名、町長、助役、産振課長合同で県畜産課の指導を受ける。</p> <p>指導の内容…畜産公社の設立を指導した町にも責任があるので損失補償は、町で負わなければならないと思う。畜産公社の解散、清算は、畜産公社の理事がやらなければならないので畜産公社の清算方法を文書を以って町に提出し負債のうち町に救済を求めると理事全員で責任を果たす額を明確にする。町は議会の議決を求めなければならない趣旨の指導をうける。</p>

日付	経緯
2・7・20	<p>畜産公社に対し町より 畜産公社の清算についての処理案を提出するよう文書で申し入れ。</p>
2・7・23	<p>前記について畜産公社より回答がなされた。</p> <p>回答要旨…畜産公社の清算について処理案の提出を求められたが県並びに町当局の指導で新しい農業生産法人の設立を促進していただいて、新設の農業生産法人に畜産公社の資産(素牛を含む)を譲渡して畜産公社の負債の処理案の策定を急がせていただきたいと思うので町当局には迷惑を掛けるがよろしく願いますという内容であった。</p>
2・10・13	<p>社団法人 阿仁町畜産公社、理事長佐藤平安より(別紙二)のとおり農林中央金庫秋田支店の債務返済について要請を受けた。</p>
2・10・17	<p>前記の件について平成二年十月十七日の臨時議会に報告した。</p>

(5) 平成2年11月5日

事 項	年度	期 間	限 度 額	提 出 月 日	町 長 名	備 考
損失補償	55	S 56. 3 .31 ~ S 61. 3 .30	1 0 0 , 0 0 0 千円 以内の元金及び利子	S 56. 3 .17	沢井作蔵	
〃	60	S 61. 3 .31 ~ S 63. 3 .31	〃	S 61. 3 .12	近藤竹雄	
〃	63	S 63. 4 .1 ~ H 1 . 3 .31	8 0 , 0 0 0 千円 〃	S 63. 3 .11	〃	
〃	元	H 1 . 4 .1 ~ H 2 . 3 .31	7 5 , 0 0 0 千円 〃	H 1 . 3 .8	〃	

阿仁町畜産公社が農林中央金庫秋田支店より借り入れる肥育素牛の購入及び運営資金の借り入れ元金に対する元金及び利子の損失補償として阿仁町議会で債務負担行為が議決されてきた経過は次表のとおりである。

※ 平成元年7月9日、今井乙鷹町長就任

阿仁町畜産公社は平成元年4月3日、農林中央金庫から75,000千円を借入して下記のとおり手形期日に手形の減額書替および償還を行う事を確約した。

記

手 形 期 日	書 替 金 額	償 還 金 額
1. 6. 30	73,750千円	1,250千円
1. 9. 29	72,500千円	1,250千円
1. 12. 29	71,250千円	1,250千円 未償還
2. 3. 30		71,250千円 〃

畜産公社は、6月30日と9月29日の償還分の決裁は済ませたが、12月29日以降の償還を怠ったままである。農林中央金庫は平成元年1月8日、3月16日、4月26日畜産公社に対して督促を続けたが畜産公社からの償還を得られないまま損失補償契約の約定により、4月29日損失額が確定したと同時に7月29日までに確定日以降の延滞利息を含む損失額を支払うよう町に対して催告してきた。

畜産公社が農林中央金庫から借入した元金及び利子に対して、町が農林中央金庫との間で損失補償契約を締結しているのだから町が債務履行の義務を負うことになるがその履行時期は、畜産公社の清算が完了した後となるわけだから、町は農林中央金庫に対して損失補償の履行は畜産公社の清算事務が終了するまで延期していただくよう申し入れしている。

畜産公社の理事が来庁して、畜産公社の清算は10月末までに終わるよう努力していると、申し入れされている。

(別紙一)

社団法人阿仁町畜産公社に係る

監査について

平成二年五月二十四日付、阿筈第三二九六号をもって依頼のあった社団法人阿仁町畜産公社について、地方自治法第一九九条第六項に係る監査の決果を次のとおり報告する。

一、請求の受理

本監査要求を平成二年五月二十五日、これを受理した。

二、審査の実施

監査要求の文書に基づき監査すべき事項の具体的(文書)説明を求めた中で監査委員の監査権限の及ぶ範囲内の事項について監査を実施した。

三、監査対象事項

本監査要求の項目は次のとおりである。

① 町の損失補償に係る未償還金について

阿仁町畜産公社が、町が損失補償し農林中金より借入れした七五、〇〇〇千円

について

阿仁町畜産公社が、町が

損失補償し農林中金より借入れした七五、〇〇〇千円

について、約束手形により

三ヶ月毎に一、二五〇千円

が償還されているが、十二月、三月の支払いについて

は、再々納入するよう申入れているが、返還されなかつた為、損失補償の確定の催告書を受けた。

しかし、他の金融機関については一部返還されているようであり、これらについてはどの様な理由によるものか調査を願いたい。

② 借入金に対する担保

畜産公社では農林中金に対して土地担保により二〇、〇〇〇千円限度の借入れを

されているが、理事会等の議決が得られているものかどうか確認されたい。

③ 損益決算について

各年度剰余金は、六十年

度二、五五五千円、六十一

年度二、〇六九千円、六十二年度四五六千円、六十三

年度九千円、元年度△一七、五一四千円であるが、

期末飼養牛が適正に評価されているか確認されたい。

五、監査実施の期日

平成二年五月二十八日、
同月三十日、六月十八日、
同月二十五日

六、監査の結果

① 町の損失補償に係る未償還金について

阿仁町畜産公社が、事業の資金として農林中金から

七五、〇〇〇千円を借受けし、この債務について阿仁町が損失補償の議決を経て、平成元年四月三日付をもつて農林中金と損失補償契約が締結されている。

この借入金は、監査実施時点において二、五〇〇千円は償還済となっているが、未償還が七二、五〇〇千円であり、平成二年四月二十九日に損失額が確定したので平成二年七月二十九日まで、四月二十九日以降の延滞利息を含めて損失額支払の催告を受けている。

阿仁町畜産公社の借入金とその償還額を借入先別、長期、短期別に区分集計してみると表一のとおりである。

② 借入金に対する担保

資金不足のため経営が苦しく、畜産公社に対する金融の道が無いので、昭和六十二年十一月三十日、農林

中金から二〇、〇〇〇千円を借入れし、畜産公社の所有地である阿仁町水無字治五兵衛七十三番ほか五筆の土地を担保に供している。

この借入れに際して理事会の同意を得たかどうか判然とした説明が得られなかつたが、この事について事後の理事会において異論が出た経緯が無いとのことである。

③ 損益決算について

過年度に遡って期末の牛の評価が適正なものかどうかというところであるが、昭

り、阿仁町が損失補償をしている農林中金からの借入金七五、〇〇〇千円に対して二、五〇〇千円を償還し、他の金融機関(三ヶ所)に対して六六、七一三、三九四円を償還しているが、これは畜産公社の経営上の総合的判断によるものであった。

十二年度決算書において特別損失(過年度利息返還分)一一、五〇一十千円と六十一年度決算書に損益決算書で雑損失として一一、九五一、五三三円が計上されているが、これらの内容について調査されたい。

④ 六十一年度決算の損失について

六十一年度決算書において特別損失(過年度利息返還分)一一、五〇一十千円と六十一年度決算書に損益決算書で雑損失として一一、九五一、五三三円が計上されているが、これらの内容について調査されたい。

四、監査にあたり

事情聴取した

者

阿仁町畜産公社理事長

佐藤 平安

阿仁町畜産公社職員

佐藤ケイ子

(7) 平成2年11月5日

となつてゐる。価格の安いホルスタインフリーシヤンが全体の繋養頭数の二九・一%を占めてゐる。

品 種	比 率
褐毛和種	70.4%
里毛和種	0.5%
ホルスタインフリーシヤン	29.1%

和六十年度はkg当り一、一八〇円、昭和六十一年度は一、二二〇円、昭和六十二年、六十三年、平成元年度は一、二九〇円として評価してゐる。

因みに平成元年度末における繋養頭数は、褐毛和種一四〇頭、七一、七二五kg、黒毛和種一頭六二六kg、ホルスタインフリーシヤン五十八頭、三〇、一三八kg、合計一九九頭、一〇二、四八九kgで、その評価額は一三二、二一〇、八一〇円となつてゐる。

又、平成元年度の期末における繋養頭数の品種別比率をみると次表のとおり

そのほか、廃用となつたもの、褐毛和種二頭、ホルスタインフリーシヤン一頭、斃死したもの、褐毛和種一頭、仔牛出生、褐毛和種一頭、ホルスタインフリーシヤン四頭であり、監督当日における繋養頭数は褐毛和種九十八頭、ホルスタインフリー

4月	売却	8頭 (褐毛和種8頭)
5月	売却	18頭 (黒毛和種16頭) (ホルスタインフリーシヤン2頭)
6月	売却	16頭 (黒毛和種16頭)
合 計		42頭減少

平均一、二九〇円の単価で評価してゐることは、県内類似団体の評価額、県内の肥育施設の販売価格等の実績を踏まえ算出されてゐるものである。

尚、平成二年三月三十一日以降、六月十八日迄の繋養頭数の異動の状況をみると、次表のとおりで、

④ 六十一年度決算について

阿仁町畜産公社は資本金が乏しいため、その経営資金は借入金に依存しなければならなかつたが、畜産農家の利用出来る制度金融の道があつても、公社なるが故にこの制度金融の利用が出来なかつた。

たまたま、窮余の策として畜産農家が借りた制度資金を畜産公社が畜産農家から借り受けて運営資金に充当してゐたが、県監査委の指摘事項となつて償還しなければならぬ額が、六十年年度予算に端数を省略して計上した、一一、五〇一千元であり、六十一年度決算に計上した雑損失の一一、九五一、五三三元は上述の償還金を端数まで表した額とこの年度に発生した畜産公社のし尿公害について一町民へ支払ひした補償費四五〇千円の合計額である。

一シヤン五十九頭、黒毛和種一頭、合計一五八頭となつてゐる。

表一 借入金の借入先別、借入額と償還額

(単位：円)

区 分	農 林 中 金	秋 田 銀 行	県 信 連	阿 仁 町 農 協	第 一 生 命	畜 産 開 発 公 社	合 計
短期借入	借入額	75,000,000	64,700,000		20,000,000	5,000,000	164,700,000
	償還額	2,500,000	14,700,000		20,000,000	0	37,200,000
	未償還額	72,500,000	50,000,000		0	5,000,000	127,500,000
長期借入	借入額	20,000,000		113,000,000	13,330,000	1,650,000	147,980,000
	償還額	0		20,335,000	11,678,394	0	32,013,394
	未償還額	20,000,000		92,666,000	1,651,606	1,650,000	115,966,606
合 計	借入額	95,000,000	64,700,000	113,000,000	33,330,000	5,000,000	312,680,000
	償還額	2,500,000	14,700,000	20,335,000	31,678,394	0	69,213,394
	未償還額	92,500,000	50,000,000	92,665,000	1,651,606	5,000,000	243,466,606

以上のとおり監査要求のあつた四項目について監査の結果を報告致します。

平成2年10月13日

阿仁町長 今井乙磨様

社団法人 阿仁町畜産公社

理事長 佐藤平安

農林中金の債務返済について要請

新に農業法人の設立を促しながら、公社の経営を清算すべく協議を進めて居りますが農業法人への移譲は最終的な結論を見出すまでに至っておらず、なお協議を継続して精力的に行いますけれども、町より債務負担行為の議決をいただいて農林中金より借入りした残債務7,250万円の返済期限が過ぎ、町当局にもご迷惑をおかけいたして居りますが農林中金からは、これまで再三に亘り返済を求められております。しかしながら、9月30日現在の公社の資産と負債の状況(別紙明細書)では直ちに返済することは出来ない実情であります。

更に、仮に農林中金へ残債務を町に弁済していただいて、公社の全資産を新たに設立される農業法人に処分しても、総ての債務を清算することが出来ず、残債務は理事者の個人負担によって支払いしなければならないのであります。

このような実情でありますので農林中金から町の債務負担行為によって借入りした残債務については、町当局に大変ご迷惑をかける結果となりますけれども町で弁済していただいて、残った債務については、私ども理事者の責任において、これ以上、町当局にご迷惑を及ぼすことのないように、農業法人に総ての公社資産を譲渡して、町の肥育施設設置の目的が達成出来るようにしてから、公社経営を清算して解散することに10月13日午後5時から公社の役員会を開催して理事 近藤竹雄 理事 佐藤平安 理事 柴田吉治 理事 柴田茂 理事 中島礼治 理事 吉田仁吉郎 監事 山田賢三 監事 伊藤金蔵 が出席のもとに公社の資産と負債の実態を再確認して出席役員全員の合意によって町当局に要請することになったので、よろしく願い申し上げます。

尚、公社所有地である治五兵エ岱76の2外二筆635㎡の公衆用道路敷地は町に無償譲渡いたします。